第1回関西学連総会

文責 野田晃司(京都大学 OLC)

開催:2023年4月29日(土)

場所:大阪市北区万歳町の会議室

参加者:永田,藤澤,武田,吉岡,吉川,小山,笠原,藤田,丸田,野田,田中,野村,竹内(奈良女代理)

オンライン;中盛,門

本日の議題

- ① 第1回関西学連定例戦実行委員会の手続きミスについての経緯報告書の提出
- ② 規約改正について
- ③ 会計について
- ④ テレインリメイクについて
- ⑤ 備品について
- ⑥ 刊行物について
- ⑦ 定例戦2回実施に伴う大会、練習会、合宿の運営について
- ⑧ 役員人事について
- ⑨ JWOC に参加する選手を推薦枠としてセレを免除する

決定事項

① 承認手続きが逆になったことも承認

大会計画案についての承認(賛成:8人 棄権:1人)

予算案について(賛成:8人 棄権:1人)

2

後援申請書に必要なハンコを廃止して、 本人による事務局への提出をもって本人確認とする

関西学連総会規則の改正内容			
改正対象事項	改正前	改正後	
第7条(加盟校)			
第4項	やむを得ず総会へ第3条に定め	やむを得ず総会へ第3条に定め	
	る代表者1名を出席させること	る代表者1名を出席させること	
	ができない準加盟校 は、その	ができない準加盟校 は、その加	

		T		
	加盟員の中から代表者代行 1 名	盟員の中から代表者代行 1 名を		
	を選定し、出席させる。その	選定し、出席させる。その際、		
	際、幹事長に代表者代行の出席	幹事長に代表者代行の出席を届		
	を届けなければならない。	け出なければならない。		
第8条(総会への準加盟校の参加について)				
第1項	準加盟校は総会への出席・参加			
	につき、権利を有する			
第3項	準加盟校は総会へ第3条に定め	準加盟校は総会へ第3条に定め		
	る代表者 1 名を出席させる。	る代表者1名を出席させること		
		ができる。		
第4項	やむを得ず総会へ第3条に定め	削除		
	る代表者1名を出席させること			
	ができない準加盟校 は、その加			
	盟員の中から代表者代行1名を			
	選定し、出席させる。 その際、			
	幹事長に代表者代行の出席を届			
	けなければならない。			
定例戦規則の改正内容				
改正対象事項	改正前	改正後		
第3条		I		
第1項	関西学連は、幹事会が承認した、	関西学連は、幹事会が承認した、		
	団体から定例戦への後援、協力、	団体から定例戦への後援、協力、		
	協賛を受ける。	協賛を受けることができる。		
第4条				
第1条	関西学連は、幹事会が承認し	関西学連は、幹事会が承認し		
	た、他の団体による企画と定	た、他の団体による企画と定		
	例戦を同時に開催する。	例戦を同時に開催することが		
		できる。		
第13条				
	定例戦競技規則で定められた	JOA が定める競技規則で定めら		
	事項を、当該定例戦に限定し	れた事項を、当該定例戦に限		
	て不適用とし、変更する必要	定して不適用とし、変更する		
	がある場合、幹事会の承認を	必要がある場合、幹事会の承		
	必要とする。不適用条項と変	認を必要とする。不適用条項		
	更内容は要項とプログラム に	と変更内容は要項とプログラ		
	明記される。	ムに明記される。		
第7条	•			
<u> </u>				

	実行委員会は、定例戦を主管	実行委員会は、定例戦を主管す		
	する。	る。主管者は、幹事会の承認を得		
		る必要がある。		
第12条				
	実行委員会は、人事通知書を	幹事会の承認を受けようとす		
	幹事会に提出する。	る主管者は、幹事会へ人事通		
		知書を提出する。		
		(人事通知書を主管者承認と同		
		時に行う)		
第14条(追加)		幹事会の承認を受けた主管者		
		は、事務局への人事通知書の		
		提出が完了してから要項を発		
		行する。		
第15条				
第2条	主管者は、選定したテレイン	主管者は、テレイン決定前に		
	を総会に報告する。	選定したテレインを総会に報		
		告する。		

③ 会計の予算案は承認

④優先度

- 1. 蔓万両(伊那佐)
- 2. 千ヶ峰
- 3. 加太隧道
- 4. あいの土山
- 5. 国宝園成寺
- 1から順に渉外をかける
- ⑤ SIAC か SI のどちらかを購入するかは議論すべき
- ⑥ 復活したい
- ⑦ 練習会を実施する予定、詳細は後日決める

- ⑧ 会長は徳力、諮問委員長は未定
- ⑨ JWOC に参加した人数分の枠を与える(文言は後日決める)

《一定の開催について》

(出席の経緯)

学連が大会運営の規則を守らなかった

資料を見て

(進捗状況)

大会経費などについては、

学連の承認を得ていないため、参加費をだいぶ厳しくしていている

新人以外は、遅れ申込料を取らない

3月28日に渉外を決定したのは、3月22日以前より事前から計画していたから

JOA のエントリーは止めている

学連以外の手続き以外は順調

丸田:主管が阪神奈 OLC で

承認手続きが逆になったことも承認

大会計画案についての承認

賛成:8人 棄権:1人

予算案について

賛成:8人 棄権:1人

進捗状況:実行委員会の動きが遅いということは思わない

→主管校は京京立と阪神奈と持ち回りが慣例化しているので仕方ない()

引き継ぎ資料がないのは阪神奈の落ち度(昨年度に問題)

学連から委託されている業務という理解

学連規則の第2条の解釈について

関西学連の申し合わせについて、規則にある

提出してもらわなければならないもの

大会申請書/報告書

大会要項を出す前に予算案/計画書を提出すべきであった

主管校の決め方がない

会計監査

《規約の改正》

《今後の課題》

(不足)

諮問委員会について、諮問委員長だけ決まってない 会長は徳力

(総会規則)

文言の変え方:(丸田)

8条3項 準加盟校は総会へ第3条に定める代表者1名を出席させる。→させることができる 4項 削除

(第1項では準加盟校の総会への参加は義務ではないのに、第3項で参加を義務付けている記載は矛盾がある)

7条4項 「届けなければならない」→「届け出なければならない」

定例戦実施規則第3条、第4条

「~協賛を受ける」→「~協賛を受けることができる」

「~開催する」→「~開催することができる」

義務と取られかねない

13条定例戦競技規則がない

→JOA が定める競技規則に変更

定例戦実施規則第7条

主管者は、幹事会の承認を得る必要がある。(追加) これまでは暗黙の了解としていたが、承認をとることは残したい

定例戦実施規則第14条

(議題) 人事通知書、要項、予算案

定例戦の実行委からの提出、要項、予算案を申込前に一緒にやった方がいい

現行

仮の主管者からくる 主管者の承認が先 人事通知書 → 決まっていない 予算、要項→申込開始前

(丸田)

人事通知書を主管者承認と同時に行う 要項発行前と書かずに、主管者承認のところに含めても良い 形としては、人事通知書の提出を受けて、主管者を承認する

↓定例戦実施規則

「第12条 人事通知書

幹事会の承認を受けようとする主管者は、幹事会へ人事通知書を提出する」 にする

第14条は変更なし

定例戦実施規則第15条の2

「主管者は、選定したテレインを総会に報告する。」

→「主管者は、テレイン決定前に選定したテレインを総会に報告する。 」

後援申請書にハンコが必要だが廃止したい 代表者本人の提出を持って本人確認とする

「ハンコを残す」or 「ハンコ」 →「はんこ」を廃止(賛成)

後援申請書の説明に記載する(賛成)

改正案

全会一致で承認

オンラインで決められることを省く

今年度の会計予算

学連刊行物

会長:徳力

会計監查:坂本真悠子

《JWOC 救済について(セレに参加できない時)》

無条件(賛成:0人)

・JWOC の分の枠を取れる(賛成:全員一致)

正式な文言は後日

(京大)

JWOC の分の大学枠を取れる

JWOC 代表者が実力とは限らない

(阪大)

女子はエリートの数を取れない

関西学連の女子1人枠で1人が JWOC に行ってしまうとエリート出場者が必要

セレをするために JWOC の分の枠は最低でも 1 人以上はセレで選ぶ

大会運営

- 3回の定例戦(2回はしないといけない)
- 3回目の大会 or 関西学連主催の練習会 or 合宿
- 7/2 スプリントセレ前ではスプリント大会(2個目)
- 3回目は現在の2定

(意図としては、関西学連の周知もできる)

大会は間に合うか微妙、練習会なら余裕

(野村) 夏休みの方がいいのでは?

(丸田) 平日には人が来ない

8月に練習会で良い(あくまで学生間の交流を目的)

事務局

学連渉外=事務局員?

(事務局長を助けてほしい)

新規テレイン

(ロングセレを行えるテレインがほしい)

渉外優先5つ

渉外をかける

1番を決める

見積り

外部委託

優先度

- 1. 蔓万両(伊那佐)
- 2. 千ヶ峰
- 3. 加太隧道
- 4. あいの土山
- 5. 国宝園成寺